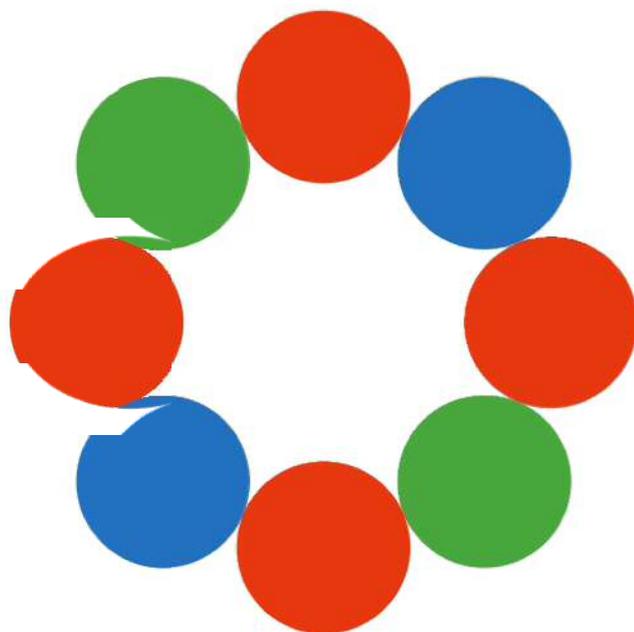


南砺市いじめ防止基本方針



平成26年3月
(平成31年3月改定)

南砺市教育委員会

目 次

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 第1 | いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項 | |
| Ⅰ | 基本理念 | 1 |
| Ⅱ | いじめの防止等の役割 | 1 |
| 1 | 家庭として | 1 |
| 2 | 学校として | 1 |
| 3 | 地域として | 1 |
| 4 | 市及び教育委員会として | 1 |
| Ⅲ | いじめの定義 | 2 |
| Ⅳ | 「いじめの解消」状態の判断 | 2 |
| Ⅴ | 重大事態への対処 | 3 |
| | ＜重大事態の意味＞ | 3 |
| | ＜重大事態の報告・調査＞ | 3 |
| 第2 | いじめの防止等のための対策に関する事項 | |
| 1 | 家庭として | 4 |
| (1) | いじめをしない子供を育てる環境づくり（未然防止） | 4 |
| (2) | いじめのサインの見抜き（早期発見） | 4 |
| (3) | いじめ被害から子供を守るための素早い対応（早期対応） | 4 |
| 2 | 学校として | 5 |
| (1) | 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等 | 5 |
| (2) | いじめの防止等に関する措置 | 5 |
| 3 | 地域として | 7 |
| (1) | 子供の自尊心や善悪の判断力を高める活動の推進 | 7 |
| (2) | いじめを許さないための「ななめの関係」づくりの推進 | 7 |
| 4 | 市及び教育委員会として | 8 |
| (1) | 南砺市いじめ問題対策連絡会議の設置 | 8 |
| (2) | いじめの防止等のための学校（保育園・認定こども園等）支援 | 8 |
| (3) | いじめの防止等のための家庭・地域支援 | 9 |
| (4) | ネットいじめの防止等の体制の整備 | 9 |

第1 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

I 基本理念

子供は、一人一人かけがえのない存在であり、南砺市の未来を担う宝です。私たちは、子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるために、「いじめは絶対に許さない」「いじめは人権を損なう行為である」「子供たちを徹底して守り通す」という強い意識をもち、家庭、学校、地域、市及び教育委員会等が連携し、南砺市全体として、いじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の対策に取り組みます。

II いじめの防止等の役割

1 家庭として

「あなたが大切だ。あなたの味方だ」という家族の温かい思いを子供や孫に伝え、家族で触れ合う時間を大切にし、「自分を大切にする心」「他を思いやる心」を育む。また、「生命の尊さ」「社会のルールを守ること」を教え、責任をもって「いじめを許さない心や態度」を育てる。

2 学校として

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る」との強い危機意識をもち、全ての子供が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、いじめの防止等の対策に保護者や関係機関等と連携しながら組織的に取り組むとともに、被害に遭った子供に寄り添い、守り通す。

3 地域として

「子供は地域の宝である。地域の子供は地域で育てる」という使命感をもち、温かく子供と関わるよう努める。また、家庭や学校と連携し、地域ぐるみで子供の健全育成、いじめの防止等に積極的に関わる。

4 市及び教育委員会として

「いじめ問題は、社会全体で取り組む重要課題である」という意識をもち、あらゆる方策を講じていじめの防止等に全力で取り組むとともに、学校・家庭・地域社会が連携を深め、社会全体で子供の健全育成に取り組む体制を整える。また、学校や家庭、地域に対する必要な支援や措置を講ずる。

Ⅲ いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法第2条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定して解釈することなく、表情や様子の観察、本人や周辺の状況等から行う。
- 具体的ないじめの態様として次のようなものがあり、直ちに止めさせる。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- いじめ防止の根底に、障害のある児童生徒、外国人の児童生徒等を含め、「全ての児童生徒が人権をもっている」という意識をもつ。

Ⅳ 「いじめ解消」状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
 - ・被害児童生徒がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること
- いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通す。被害・加害児童生徒や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出すよう働きかける。

V 重大事態への対処

<重大事態の意味>

次に掲げるいずれかの場合を重大事態とする。なお、その他の場合であっても総合的に判断し、重大事態と捉えることがある。

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときであり、具体的には次のケース等である。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときであり、具体的には次のケース等である。
 - ・年間30日（目安）の欠席
 - ・一定期間の連続した欠席（30日以下でも）

<重大事態の報告・調査>

- 重大事態が発生した場合、学校から教育委員会へ、教育委員会から市長へ事態発生について報告する。
- 教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、南砺市いじめ調査委員会（第三者委員会）を速やかに招集する。調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。また、調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 家庭として

(1) いじめをしない子供を育てる環境づくり（未然防止）

- ① 安心して過ごせる居場所をつくる。
 - ・自分を大切にすることを育み、家族全員が安らぎを感じる家庭になるよう努める。
 - ・子供の話をゆっくりと最後まで聴き、気持ちや考えを受け止める。
 - ・子供の前で、他人の悪口や陰口を言わない。
- ② 社会のルールを守る意識や思いやりの心を育む。
 - ・社会のルールを守る大切さを教えるとともに、大人が模範を示す。
 - ・自分がされて嫌な行為を相手に絶対にしないよう、教え諭す。
 - ・いじめによって、被害者がどのような気持ちになるのかを考えさせる。
 - ・いじめを見て見ぬふりをする傍観者も、いじめに加わっていることを教える。
- ③ 家族の絆や大人同士が協力する関係をつくる。
 - ・子供との触れ合いを大切にし、話しやすい雰囲気づくりに心がける。
 - ・いじめに関して気付いたことは、家族や先生に相談するように伝える。
- ④ ネットいじめを食い止める。
 - ・ネット社会の危険性や、ネットいじめの実情を子供に伝える。
 - ・ネットモラルについて親子で考え、子供に教えるとともに、親子でネットルールづくりを行う。
 - ・スマートフォン等の購入時に、必ずフィルタリングをかけ、保護者が利用状況を確認する。

(2) いじめのサインの見抜き（早期発見）

- ① 家族全員で子供の変化を感じ取り、「いじめのサイン」を見逃さない。
 - <いじめられている場合>
 - ・まず事実を丁寧に聴き、子供のつらい気持ちを受け止める。
 - ・子供に寄り添い、子供を全力で守り抜くことを告げる。
 - <いじめている場合>
 - ・打ち明けた勇気を認め、事実の確認と同時に、子供の気持ちを丁寧に聴く。
 - ・相手が苦痛を感じる行為は、人間として絶対に許されないことであり、すぐに止めるよう教える。
 - ・いじめられている子供のつらい気持ちを理解させる。

(3) いじめ被害から子供を守るための素早い対応（早期対応）

- ① 子供の気持ちを受け止め、速やかに今後の対応を相談する。
 - <いじめられている場合>

- ・すぐに学校や相談機関と相談し、子供のために何をすべきかという視点で対応する。
- ・「私はあなたの味方だよ」「あなたは一人でないよ」などの温かい言葉がけで親の気持ちを伝え、子供を守る姿勢を示す。

<いじめている場合>

- ・把握した状況を学校へ連絡し、家庭ですべきことについて相談して、実行する。
- ・親子で謝罪し、親が真剣に謝る姿を子供に見せる。
- ・子供との触れ合いの時間を大切にし、いじめの背景にある子供の不安や悩みについて、家族で一緒に考える。

2 学校として

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

- ① 学校いじめ防止基本方針を策定する。
 - ・毎年度当初に全ての教職員で確認し、学校や地域の状況等に応じて適宜改定する。
 - ・ホームページ等で公開したり、保護者や地域に説明したりして、学校の考え方を地域全体で共有できるよう努める。
 - ・取組の実施状況について、学校評価の項目に位置付ける。
- ② 組織を設置する。
 - ・複数の教職員、心理・福祉等の外部の専門的知識を有する者等で構成する。
 - ・本組織の役割は、主に次のとおりである。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づいて取り組み、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証及び修正等を行う。
 - 保護者や地域に対して、いじめ防止に関する情報を発信し、意識啓発を行う。
 - いじめに関する情報を収集し、確実に記録して共有する。
 - いじめに関する情報があったときには緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針決定、保護者との連携等、組織的な対応を実施する。
- ③ 教職員の校内研修を実施する。
 - ・人権意識やいじめへの対応力の向上、よりよい集団づくりや人間関係づくりに向けた研修を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

- ① いじめを生まない学校をつくる。(未然防止)
 - ・自己肯定感、コミュニケーション能力、社会性等を育むため、児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや、相手を思いやる温かい集団づくりを

推進する。

- 生命を尊重する心や善悪を判断する力等を育み、いじめ問題を自分のこととして捉え、学校教育活動全体における道徳教育や、人権教育を充実させる。
 - 集団の一員としての自覚や自信を育み、児童生徒が互いに認め合うとともに、自主的にいじめ防止の活動が進められるよう、学級での集団活動、児童会・生徒会活動の活性化に取り組む。
 - 教職員の不適切な言動が児童生徒を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように指導の在り方に留意すると同時に、児童生徒と教職員との信頼関係を築く。
 - 特に配慮の必要な児童生徒（発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、自然災害等により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒、転入してきた児童生徒等）については、保護者や地域、外部の専門機関等と連携しながら、適切な支援を組織的に行う。
 - 家庭の教育力向上を目指して、県から発行されている「親学びノート」を活用してPTAによる「親学び講座」を実施したり、入学説明会等で子育てに関する講演を開催したりする。
- ② いじめを見逃さない学校をつくる。（早期発見）
- 児童生徒と触れ合う時間を確保して日常の変化を把握し、些細な兆候であってもいじめの疑いをもって、早い段階から関わりをもつ。
 - 定期的なアンケート調査、個人面談、相談ポスト、相談室等を活用し、児童生徒がいじめを訴えやすく、早期にいじめを発見する体制を整える。
 - 「チーム学校」として、教職員、スクールカウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）、スタディ・メイト（※3）、適応指導員（※4）、外国語支援講師（※5）等が、情報交換できる体制を整える。

※1 スクールカウンセラー

児童生徒や保護者に対して、心理的な相談を通して、悩みや問題解決に向けた支援を行う。

※2 スクールソーシャルワーカー

支援の必要な児童生徒に関して、家庭、学校、関係機関等との連絡や橋渡しを行い、悩みや問題解決に向けた支援を行う。

※3 スタディ・メイト

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、担任の補助として、学習を分かりやすく教えたり行動面で声をかけたりする。

※4 適応指導員

登校を渋ったり教室に入りづらい児童生徒に対して、空き教室等を利用し、学習指導や教育相談をして、学校生活へ復帰するための支援を行う。

※5 外国語支援講師

外国の学校から日本の学校に編入し、日本語に不慣れなために学習に参加しにくい児童生徒に対して、個別に学習指導等の支援を行う。

- ・小中学校間での情報交換や、学校外からの情報収集を行う。
- ③ いじめ被害に遭った児童生徒を守り、解決する学校をつくる。（早期対応）
- ・特定の教職員で抱え込まず、すぐにいじめに関する情報を学校内で共有し、組織的対応につなぐ。
- ・被害児童生徒に対しては、速やかに組織的に対応し、正確な事実を把握し、家庭や関係機関等と連携を図りながらいじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- ・加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導していじめの行為を止めさせ、本人の抱える問題の解決に取り組む。
- ・傍観者に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・必要に応じて、こども課、児童相談所、医療等の関係機関に連絡し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等との連携を強化して取り組む。
- ・重大事態の場合は、市教育委員会に報告する。また、犯罪行為については、警察に通報する。
- ④ ネットいじめのない学校をつくる。
- ・ネットいじめの現状と対策について実態を把握し、研修を行う。必要に応じて、児童生徒が主体的にネットルールづくりに取り組む。
- ・児童生徒を対象に、専門家によるネットトラブルに関する学習を行う。また、道徳科の授業等において、情報モラルの指導を行う。
- ・保護者を対象に、PTAによるネットトラブルに関する講演会を行う。
- ・学級・学年懇談会でネットに関して話し合う場を設ける。
- ・市PTA連絡協議会によるネットマナーに関するリーフレットの作成・配付を通して、市内全ての保護者がネットいじめ防止に取り組めるようにする。

3 地域として

(1) 子供の自尊心や善悪の判断力を高める活動の推進

- ・地区行事等に積極的に参加させ、子供が活躍できる役割を与えたり、努力や成果を認める声かけをしたりする。
- ・異世代交流、ボランティア活動等を通して、子供の善悪の判断力を高める。

(2) いじめを許さないための「ななめの関係(※6)」づくりの推進

- ・学校便りや地域の会合における学校からの子供に関する情報を基に、地域の

大人が子供に関心をもち、地域活動や日頃の何気ない挨拶や会話等を通じて子供の変化を感じ取るよう努める。

※6 ななめの関係

「ななめの関係」は、地域や近所で関わる人々との関係である。「たての関係」は保護者や教職員、「よこの関係」は友達や同級生との関係である。

- ・いじめの兆候があった場合、その場で「いじめは許されない行為であること」を指導し、学校や保護者、関係機関等に連絡することを徹底する。

4 市及び教育委員会として

(1) 南砺市いじめ問題対策連絡会議の設置

- ① 児童生徒のいじめ防止に関する機関、団体等の連携を図るため、南砺市いじめ問題対策連絡会議を設置する。
- ② 連絡会議の委員は、次の関係機関、団体等から選出する。
 - ・学校関係者（小学校長会、中学校長会、市PTA連絡協議会）
 - ・学識経験者（大学、青少年育成市民会議、自治振興会連合会、警察署生活安全課、女性団体連絡協議会、主任児童委員、保護司会）
 - ・教育委員会関係者（教育長）
 - ・相談・保護関係者（弁護士、臨床心理士、児童相談所、教育事務所、スクールカウンセラー）

(2) いじめの防止等のための学校（保育園・認定こども園等）支援

- ① 未然防止を重視する。
 - ・スタディ・メイト、スクールソーシャルワーカー、適応指導員、外国語支援講師、家庭児童相談員等、いじめ防止対策にあたる人材を確保する。
 - ・児童生徒が心の通う人間関係を構築するために、道徳教育及び体験活動等の充実を支援する。
 - ・幼児教育においても、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。
 - ・教職員に対して、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、研修の充実を通して資質能力の向上に必要な対策を行う。
 - ・学校評価について、いじめの有無や発生件数等の結果のみを評価するのではなく、児童生徒に対する日頃の理解、いじめの組織的な対応、いじめの再発防止等につながる評価となるよう指導する。
- ② 早期発見に努める。
 - ・児童生徒やその保護者を対象に、年間3回（各学期1回）「いじめアンケート」を実施し、いじめの実態を把握する。
 - ・県教育委員会実施による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に、各学校に対して取組の徹底を図る。

③ 早期対応を実現する。

- ・いじめの報告を受けたときは、該当学校に対してその対策に必要な支援を行い、その報告について必要な調査を実施する。
- ・スクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要望に応じて学校や家庭に出向く体制をつくったり、適応指導教室等の関係機関と連携して取り組むことができるように、指導・助言を行ったりする。
- ・重大事態の場合は、警察との連携を図り、スクールアドバイザーや緊急に要請するスクールカウンセラーを学校へ派遣する。また、南砺市いじめ調査委員会（第三者委員会）を速やかに招集し、事実関係を検証するとともに、再発防止についての助言を得る。

(3) いじめの防止等のための家庭・地域支援

- ・南砺市いじめ防止基本方針を市民に周知し、いじめの防止等の啓発活動を推進する
- ・家庭用いじめ防止対策リーフレットを作成・配付し、家庭でのいじめの防止等の実践化を図る。
- ・教育相談として、「子育て全般に関する相談」「言語の発達に関する相談」「にこにこ相談会」（※7）を実施する。

※7 にこにこ相談会

生活・行動・学習・進路等で困っているお子さん（幼児期から成人含む）を対象にした、専門の先生による砺波地区相談会である。

- ・市教育総務課や教育センター等のいじめ相談ダイヤルの周知を図る。
- ・県が設置する学校いじめ全般に関する相談電話、ネットトラブル関係に関する相談電話等の相談窓口を広く知らせる。
- ・「なんとっ子家庭教育10か条」を配付するなど、いじめの防止等の広報活動を推進する。
- ・いじめ（ネットいじめを含む）の防止等に関する講演会、家庭教育講座等の開催を支援する。
- ・PTA、放課後児童クラブ（児童館）、スポーツ少年団、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年育成南砺市民会議、見守り隊等の地域団体と学校が互いに情報交換するなど、連携をしながら社会全体で子供を見守る体制をつくる。

(4) ネットいじめの防止等の体制の整備

- ・市内児童生徒のスマートフォン等の所有率やインターネット使用時間等の調査を行って実態を把握するとともに、児童生徒のネットトラブルへの効果的な対処や指導ができるよう教職員研修を実施する。
- ・関係機関（総合教育センター、警察、法務局、弁護士等）と連携し、いじめを監視・発見する体制を強化する。